



2020年5月11日

各 位

会社名 株式会社 伊予銀行
代表者名 取締役頭取 三好賢治
(コード番号 8385 東証第1部)
問合せ先 常務執行役員 総合企画部長 長田 浩
(TEL. 089-941-1141)

株主提案に対する当行取締役会の意見に関するお知らせ

当行は、2020年6月26日開催予定の当行第117期定時株主総会における株主提案権の行使にかかる書面を2020年4月に受領し、本日開催の当行取締役会において、当該提案に対して反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主

提案株主名 個人株主であるため氏名の開示は控えさせていただきます。
保有議決権数 310個 (総議決権数の0.009%)

2. 株主提案の内容と理由

提案株主から提出された「提案理由」は、一部法人名を仮名で表示したほか、形式的な修正を除き、文章表現及び事実認識を含め、原文のまま記載しております。

(1) 議題 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名解任の件

A. 提案内容

- (a) 取締役専務 高田 健司氏を解任する。
- (b) 取締役常務 河野 治広氏を解任する。
- (c) 取締役常務 竹内 哲夫氏を解任する。

B. 提案理由

(a) 取締役専務 高田 健司氏 解任理由

- ① 株価の下落を定着させ、株主に対し多大な損害を与えた件。2019年3月期600円台。2020年3月は392円の低価格を記録。役員として収益と経費削減感覚を期待できない件。
- ② 伊予銀の稼ぐ力が弱まり続ける現状を直視しない経営感覚。未だ地銀無風状態感覚のまま。その端的な表れが「ひめ銀に後れを取った、山口銀行と提携した

件。」人口減少と経済低迷であえぐ「四国アライアンス」だけでは伊予銀の未来展望はない件。

- ③ 高知市の法人AはH24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字。H30年度収益無し。また財産目録はH28年からH29度の単年度黒字を含めH30年度まで3年連続債務超過となっている。決算書の内容に対し、何ら効果的な対策を講じなかった件。
 - ④ 高知市の法人Aに対する融資関係で2019年3月18日某エージェントとを通じ貸付金回収困難の状況下にも拘わらず貸付増額金約40億円を容認した件。
- (b) 取締役常務 河野 治広氏 解任理由
- ① ROAコア業務純利益が減少となり減益に歯止めがかからない。伊予銀の総資産活用が不十分と認められる件。
 - ② 株式低迷の為、伊予銀行時価総額の引き上げに対する努力が認められない件、株価低迷の件、低配当金の件。
 - ③ 高知市の法人AはH24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字。H30年度収益無し。また財産目録はH28年からH29度の単年度黒字を含めH30年度まで3年連続債務超過となっている。銀行業務に精通している理由で役員となった方が決算書の内容に対し、何ら効果的な対策を講じなかった件
 - ④ 高知市の法人Aに対する融資関係で2019年3月18日某エージェントとを通知貸付金回収困難な状況下にも拘わらず貸付増額金約40億円を協調融資した件。不良債権を減少させ健全な経営ビジョンが全く感じられない件。
- (c) 取締役常務 竹内 哲夫氏 解任理由
- ① 今期決算予測から推測すると「人口減少・経済低迷」の四国地区に胡坐をかき、危機管理意識に乏しく経費削減には汗をかいた傾向も見えない。全く未来の銀行経営のビジョンも見えない件。
 - ② 歯止めがきかない株価低迷が未来を物語っている。株主の資本金の減少に歯止めがきかなく打つ手なしの悲惨な現状である件。
 - ③ 高知市の法人AはH24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字。H30年度収益無し。また財産目録はH28年からH29度の単年度黒字を含めH30年度まで3年連続債務超過となっている。決算書内容に対して何ら効果的な対策を講じなかった件。及び経費削減の努力も全く見えない件。
 - ④ 伊予銀行の中長期的な企業価値の向上に貢献することは出来ない。コワ業務利益は減少傾向であり、人事部門等の豊富な業務経験がいかされていない。支店統合や経費削減が全く感じられない件。

(2) 議題 監査等委員である取締役1名解任の件

A. 提案内容

取締役監査等委員である佐伯 要氏を解任する。

B. 提案理由

監査役とは「株主の利益を侵害する融資先を厳しく監視、また取締役に対し厳しい助言が最大の役目である。その役目も果たさず、株主利益を侵害する高知市の法人Aの決算内容。H24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字。H30年度収益無し。また財産目録はH28年からH29度の単年度黒字を含めH30年度まで3年連続の債務超過となっている。決算書を精査する職務上の義務が存在するにも拘わらずその職務を遂行しているとは認められない件。経費削減と支店統合等の費用対効果の助言は全くなしの件。また社外監査等委員会のメンバーである取締役としての「斬新・厳しさ」機能が全く果たされていない件。

3. 株主提案に対する当行取締役会の意見およびその理由

(1) 当行取締役会の意見

当行取締役会としては、当該株主提案（上記2.）に対して反対いたします。

(2) 反対の理由

A. 議題 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名解任の件

専務取締役 高田健司、常務取締役 河野治広および常務取締役 竹内哲夫の3氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験や見識を活かし、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督などの点において、当行グループの中長期的な企業価値の向上に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

B. 議題 監査等委員である取締役1名解任の件

取締役監査等委員 佐伯要氏は、取締役監査等委員就任以来、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性の確保および経営の監視・監督の見地から適切な提言を行っており、十分にその職責を果たしております。

以 上